

いきいき現場づくり「意見の窓口」一覧表

A 積算・特記仕様書（条件明示含む）

No	分類	タイトル	ご意見	回答
4	A	新技術特記仕様書について	Date: Sat, 29 Aug 2009 08:28:36 工事現場における役職：主任技術者（監理技術者） 工事場所：福岡県 工事業種：その他 ご意見：新技術特記仕様書の一部に「…監理職員が当該技術を難易度の高い技術と判断した場合、発注者は土木研究所等に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性の事項に関する確認を依頼することとし、費用は請負者の負担とする。」とありますが、実用とありえることであれば、チェック等ではないでしょうか？ 発注者側で選定しておいて、請負者に費用負担は無いと思います。せめて、変更の対象ではないのでしょうか。	回答年月日：H21/9/7 ○新技術の特記仕様書には下記の2種類があります。 ①「発注者指定型」 発注者指定型とは、発注者が指定した新技術を活用する工事に適用されるもので、契約変更の対象となります。 ②「施工者希望型（請負契約後の場合）」 施工者希望型とは、請負契約締結後に施工者が新技術の提案を行う工事で、施工者の判断により新技術の活用を行う場合に適用される特記仕様書です。このため、契約変更の対象とはなりません。 今回、質問のあった特記仕様書については、②「施工者希望型」の一部に対するご意見と考えますが、「施工者希望型」の場合は、契約変更の対象とはなりません。
6	A	積算根拠の柔軟な対応について	Date: Wed, 2 Sep 2009 13:55:12 工事現場における役職：その他 工事場所：佐賀県 工事業種：土木(道路) ご意見：積算根拠ももう少し柔軟に公表して欲しい。 例)①施工地地区区分市街地補正2%人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区とあり、準ずる地区の採用が曖昧。 事務所によっては質問に答えてくれるが(他整備局では特記仕様書に記載)業者で判断して欲しいと答えてくれない事務所が多い。能入札回避、業務の効率からも仕様書に記載公表して欲しい。	回答年月日：H21/9/11 ○見積参考資料については、参加業者の適正かつ迅速な見積もりに供することを目的に平成5年3月より、配布しておりますが、平成21年9月8日に関係職員へ通知を行い、見積参考資料への記載については、積算根拠を丁寧に明示するよう改めて周知を図っているところです。 具体的には、ご意見頂いた事例に対しては、見積参考資料等に「本工事の共通仮設費・現場管理費の補正設定は「市街地」である。」など、記載を行って参ります。
7	A	入札説明書について	Date: Sat, 5 Sep 2009 22:15:30 工事現場における役職：主任技術者（監理技術者） 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見：入札説明書では、質問期間が終わった後に解答期間となっているので、迅速な積算業務ができません。また、質問の返答において「設計図書に記載のとおり」と言う解答が多くなっています。実際の記載事項について知らないから質問をしているので、具体的な解答を要します。	回答年月日：H21/9/11 ○質問の回答については、すぐに回答できるものについては、質問期間であっても回答を行っており、質問期間が終わった後に全ての質問について、まとめて回答を行うものではありません。再度、関係職員へ周知・徹底を図り、迅速に実施するよう努めます。 回答内容についても出来るだけ判りやすく、詳細に答えるよう努めており、今後とも関係職員への指導を徹底して参ります。
13	A	工期設定について	Date: Tue, 29 Sep 2009 10:06:24 +0900 (JST) 工事現場における役職：主任技術者（監理技術者） 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：土日祝日、各時期の抑制期間、雨天の作業不能日を考慮し、工期設定している特記仕様書に記載ありますが、雨天とは何日考慮されているのでしょうか？週に何日ですか？過去に記載とおりの休職を取れた代理人及び監理技術者の方と一緒に考えてほしいと思います。休日作業も考慮してでも内業に追われます。現場サイトも間に合いません。世間一般役人を含め休日が増え、楽しいですが、この業界では関係なく、週に仕事をさせてもらえない分工程管理及び資金に苦悩しています。 発注者側の工期設定した工程表などを提示していただきたい。そのおりに現場を行えば休職をとれ、後片付け20日程取れるような竣工日が遅れるので、よろから。 是非、ご意見お聞かせ願いたい。	回答年月日：H21/10/5 ○工事発注時の工期は、一般的に当該工事の作業ネットワークを考慮し、工期＝「準備」＋「作業日数」＋「後片付け」＋「不稼働日数」＋「天候等不稼働日」の土木工事設計要領[共通編]第1章第1節第3項(工期の算定)を参照し、必要に応じて「用地取得期間」「支保物件撤設期間」「出水期間」等の余裕期間を見込んで算定し、工期を設定することとしています。 ○工期は、一般競争入札の公告において配布する設計図書に明記し、競争入札の参加者に予め工事の予定期間を示しております。 ○工事発注後における工期の変更については、「工事請負契約書」の規定による変更要素が発生した場合は「土木工事共通仕様書」第1編第1章第15項(工期変更)により発注者は「確認(事前協議)」を行う必要があり、「確認(事前協議)」が整うことにより工事請負契約書第23条の規定に基づいて発注者と工期の変更の協議を行うことができます。 ※工事請負契約書第18条第6項、第19条、第20条第3項、第21条 など
20	A	イメージアップ経費について	Date: Sat, 21 Nov 2009 16:47:09 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：佐賀県 工事業種：土木(道路) ご意見：本事業を注し、その事業における安全協議会に加入しましたが、工事金の0.1～0.3%ぐらいの範囲で加入金を支出し、活動に参加しています。安全協議会は、協議会員全体で、周辺住民の生活環境への配慮・安全対策、事業の広報活動等の地域対策を主として活動します。それで安全協議会の会費は、工事のイメージアップの内容とご指摘願います。	回答年月日：H21/11/26 ○イメージアップとして取り組む項目及び内容は特記仕様書に明記しております。 ○安全協議会の活動内容が特記仕様書に記載しているイメージアップの項目・内容に沿うものであれば、イメージアップの対象となります。 ○安全協議会としての活動内容やその活動に対する自社の関わり等を踏まえて、対象にできるか否かを判断すべきと考えております。
23	A	特記仕様書の記載について	Date: Thu, 26 Nov 2009 15:37:31 工事現場における役職：主任技術者（監理技術者） 工事場所：宮崎県 工事業種：土木(河川) ご意見：特記仕様書に二次製品の名称が書いてありその様に(同等品以上)と書いてありますが、製品名を書かると他の製品を使用しないで下さいというふうになりませんか？自由競争に反している気がしますが… また、なぜ他にも製品はあるのに前回の製品名で特記したのでしょうか？	回答年月日：H21/12/2 ○ソフトウェア選定の標準積算では、「地上土量」当たりの歩掛りになっています。設計数量は「地上土量」ですが、運搬費用は「ほくし土量」を運ぶ積算となっています。 (例) 「地上土量」を1,000m ³ 運搬する場合(土量変化率=1:2) 設計数量は1,000m ³ となりますが、実際には1,200m ³ を運搬する費用となります。 ○また、地上土量の数量が不明な土(仮置きされている土等)を運搬する場合には、運搬土量を計測し地上土量に換算したうえで、換算した「地上土量」を設計数量として運搬費用の積算を行っております。
34	A	交通誘導員の交代要員の有無について	Date: Tue, 12 Jan 2010 12:13:52 工事現場における役職：主任技術者（監理技術者） 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見：交通誘導員の交代要員の有無について交通誘導員の自らの配置人数は、警察等との協議により、過大設計とならない様に必要最低限の人数配置で工事を進めたいです。 ただ、交通誘導員の歩掛りが、(交代要員なし)と計上されているのが大半であり、小規模(常時規制撤去が可能)以外の工事では誘導員の労働基準(8時間以上勤務の場合45分以上の休憩)がとれないのが現状です。規制が伴う工事状態である為には誘導員が配置されるわけですが、誘導員の休憩(食事・トイレ等)にあわせて、規制の撤去が不可能な現場が大半と思われる。自社は、実費にて増員を行い、これに対応しておりますが、設計自体の変更に関しては、前例がないという理由にて、対応して頂けないのが現状です。私の考え方が間違っているのでしょうか？	回答年月日：H22/2/12 ○交通誘導員の配置については、現場の状況や関係機関との協議に基づき適切な配置を行うとともに関係法令に遵守した配置をしなければなりません。 ○土木工事標準積算基準書では、「交代要員有りは、休憩、休息時間についても交通誘導員を行う場合に適用する。」となっており、基準書にそって積算を行うとともに、特記仕様書に交通誘導員の交代要員の「有り」、「無し」の区分及び延べ人員数を明記して示す必要があります。 現場条件等により交通誘導員の配置状況に変更が生じた場合には、監理職員と協議のうえ契約変更の対象となります。 ○適切に対応するよう、周知して参ります。
46	A	土の運搬について	Date: Tue, 23 Feb 2010 17:05:40 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：大分県 工事業種：土木(道路) ご意見：改良工事を受注し変更で他工事(トンネル)のズリ運搬が入りました。当初は合費管理で運んだ数量を量と書われれば結構トンネル工事の掘削土量とみられると書われ、設計土量と合費管理を兼ねた山崩土量で指示されたが運搬は当然ほくし土量で行いますので実際運んだ数量と約1000m ³ の差がありました。当社が掘削した土運搬ならいのですが他社が掘削した土を運ぶ場合少しおかしいように思います。積算の考え方として他に項目が無いというの理解できますか？	回答年月日：H22/3/1 ○交通誘導員の配置については、現場の状況や関係機関との協議に基づき適切な配置を行うとともに関係法令に遵守した配置をしなければなりません。 ○土木工事標準積算基準書では、「交代要員有りは、休憩、休息時間についても交通誘導員を行う場合に適用する。」となっており、基準書にそって積算を行うとともに、特記仕様書に交通誘導員の交代要員の「有り」、「無し」の区分及び延べ人員数を明記して示す必要があります。 現場条件等により交通誘導員の配置状況に変更が生じた場合には、監理職員と協議のうえ契約変更の対象となります。 ○適切に対応するよう、周知して参ります。
48	A	バックホウ掘削積込	Date: Wed, 3 Mar 2010 16:51:50 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：大分県 工事業種：土木(道路) ご意見：今回の工事では掘削工、地山掘削30000m ³ と別に土砂運搬工(他業者施工のトンネル工事)で土砂積込(ルーズ)40000m ³ があるのですがこういった場合合計で60000m ³ 以上と考えバックホウ1.0m ³ で積算されるのでしょうか？ 以前の工事では同様のパターンで土砂運搬工の数量と地山掘削での数量は一緒にしないと言われバックホウ0.8m ³ で積算されていたのですがどうなんでしょうか？	回答年月日：H22/3/17 ○見積もりの採用にあたっては、「見積価格を用いる場合には、異常値を排除した平均値とすること。ただし、見積書が多い場合は頻度値を採用すること。」と定められています。 ○標準歩掛が適用できないような特殊な工程については、より実態を反映できるよう見積を徹底的に、歩掛を作成しています。このような公表されていない歩掛を用いる場合は、「見積参考資料」等に詳細に示すことと指導をしております。今後見積担当者への周知を図って参ります。 ○物産資料等に記載されていない材料の価格については、特別調査や見積もりを実施するなど、実勢の価格を反映するよう努めているところです。 ○特別調査や見積もり等で決定した材料単価については、現状では、全国的なルールとして公表しておりません。ただし、特別調査や見積もりを徹底的に実施する前に価格先を提示する、形状寸法、品質、規格、予定数量及び納入場所、見積り有効期限等の見積条件を明示するよう指導しているところです。
52	A	見積もり結果の公表について	Date: Mon, 15 Mar 2010 11:02:29 工事現場における役職：その他 工事場所：鹿児島県 工事業種：その他 ご意見：参加業者に見積もり依頼があります。見積書を提出しても、どの単価を採用されたのか、なしのついでです。業者ご自身の見積価格で応じますが、結果不揃いになり、落札後単価差が相当ある事が判明します。業者としては、採用単価を公表してもらいたいと思っています。	回答年月日：H22/3/17 ○見積もりの採用にあたっては、「見積価格を用いる場合には、異常値を排除した平均値とすること。ただし、見積書が多い場合は頻度値を採用すること。」と定められています。 ○標準歩掛が適用できないような特殊な工程については、より実態を反映できるよう見積を徹底的に、歩掛を作成しています。このような公表されていない歩掛を用いる場合は、「見積参考資料」等に詳細に示すことと指導をしております。今後見積担当者への周知を図って参ります。 ○物産資料等に記載されていない材料の価格については、特別調査や見積もりを実施するなど、実勢の価格を反映するよう努めているところです。 ○特別調査や見積もり等で決定した材料単価については、現状では、全国的なルールとして公表しておりません。ただし、特別調査や見積もりを徹底的に実施する前に価格先を提示する、形状寸法、品質、規格、予定数量及び納入場所、見積り有効期限等の見積条件を明示するよう指導しているところです。
57	A	ルーズな状態の土量について	Date: Mon, 5 Apr 2010 12:30:45 工事現場における役職：その他 工事場所：鹿児島県 工事業種：その他 ご意見：ルーズな状態の土量について土砂運搬は地上土量で計上されていますが、ルーズな状態の掘削積込の場合、土量はほくし土量で計上されているのでしょうか？	回答年月日：H22/6/8 ○No.46「土の運搬について」で回答しているのとおりです。 以下、No.46の答文 バックホウ掘削の標準積算では、「地上土量」当たりの歩掛りになっています。設計数量は「地上土量」ですが、運搬費用は「ほくし土量」を運ぶ積算となっています。 (例) 「地上土量」を1,000m ³ 運搬する場合(土量変化率=1:2) 設計数量は1,000m ³ となりますが、実際には1,200m ³ を運搬する費用となります。 ○また、地上土量の数量が不明な土(仮置きされている土等)を運搬する場合には、運搬土量を計測し地上土量に換算したうえで、換算した「地上土量」を設計数量として運搬費用の積算を行っております。

71	A	<p>交通誘導員の交代委員の有無について</p>	<p>Date: Thu, 10 Jun 2010 20:09:23 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：熊本県 工事職種：土木(道路) ご意見：交通誘導員の交代委員の有無についてⅡ №34のご回答有難うございました。 以下、実際の施工例にて判断基準についてご質問させていただきます。 夜間工事(23:00~6:00 突発7時間)にて、切羽オーバーレイを行う工事とした時、規制時間が7時間ありますが、現道工事であり、切羽機械・舗装用建設機械等が混在する中で、施工時間内に規制開放が出来ない事が通常の事ですが、現場作業員は、休憩等を自由に取る事が出来ますが、交通誘導員は必要最低限しかいないのですから、休憩を取れないのは必然であります。 ご理解頂ける担当官もいらっしゃるのですが、9時間に満たない為、交代委員を見て頂けないのが現状です。 積算基準の交代委員の有無はあくまでも、休憩・休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する、との事から、今回の例の場合は交代委員有りの積算の必要があると思われま。</p> <p>ご回答の程、宜しくお願い致します。</p>	<p>回答年月日: H22/6/15 ○交通誘導員の配置については、現場の状況や関係機関との協議に基づき適切な配置を行うとともに関係法令に遵守し配慮をしなければなりません。 ○今回ご質問のあった条件では、交通誘導員が、工事現場内(現場作業員)の休憩・休息時間についても交通誘導員を行っており、土木工事標準積算基準書の「交代委員有りは、休憩・休息時間についても交通誘導を行う場合」に該当します。 なお、「交代委員有り」での積算が妥当と考えます。 ○交通誘導員の配置状況に変更が生じた場合には、監督職員と協議の上契約変更の対象となります。 ○交通誘導員の交代委員の有無について、適切に実施するよう周知徹底してまいります。</p>
87	A	<p>横断防止柵の積算について</p>	<p>Date: Fri, 9 Jun 2010 10:49:48 工事現場における役職：その他 工事場所：大分県 工事職種：土木(道路) ご意見：先般行われた大分57号大野竹田道路保全工事について質問です。私はその工事に入札参加していた者ですが、横断防止柵については市場単価+国土交通省の土木工事設計材料単価+四面のとり基礎ブロックの金額を合わせて積算しました。ところが積算内容を確認したところ、違ふところがありました。これは基礎ブロックの計上ミスと云うことなのでしょうか？それとも土木工事設計材料単価が基礎ブロックまで含んだ金額を載せているということなのでしょうか？お答えをお願いします。</p>	<p>回答年月日: H22/7/16 ○大分57号大野竹田道路保全工事における横断防止柵は、市場単価方式(市場単価+材料単価)にて積算しています。 ○横断防止柵をプレキャストコンクリートブロック建込により行う場合、市場単価のなかでプレキャストコンクリートブロック材料及び充填材(労務費・材料費)が材料費として含まれます。(転落防止柵(円/㎡)は含まれていません。) ○このため、ご意見の「市場単価+材料単価+基礎ブロック単価」で積算を行うと、基礎ブロック(プレキャストコンクリートブロック)の材料費等が二重に計上されることになり、過大積算になってしまいますので今後の積算時の参考にして頂ければ幸いです。 ○なお、詳細は「土木工事標準積算基準書(共通編)第IV編複合単価及び市場単価第2章市場単価」に記載してありますので確認して下さい。</p>
90	A	<p>入札前の積算業務について</p>	<p>Date: Mon, 12 Jul 2010 15:16:58 工事現場における役職：その他 工事場所：福岡県 工事職種：土木(道路) ご意見：入札前の積算業務に関する質問-ご相談があります。 ・現状では見積もりの際、「異常値を排除した平均値」となっていますが、異常値とは何か基準があるのでしょうか、また「見積値が多い場合には最頻度値を採用すること」となっていますが、最頻度値の規定は明確化されているのでしょうか。 ・入札前に歩掛・単価の見積もりを提出しますが、その期間が不足しており正確な見積もり作業ができません。また、往々として提出期限ギリギリまで作業しており、提出が間に合わないこともあります。できましたら見積もり期間の延長をお願いします。 ・弊社で見積もった単価・歩掛で応じた結果、低入札となるとしばしばです。業者としても低入札は絶対にあってはならないと考えておりますので、見積もり内容に関する好評もできれば入札期限の一週間前くらいにお願いしたいと思っております。その際、歩掛だけではなく、採用単価も公表して頂き、より透明な入札制度にして欲しいと思っております。</p>	<p>回答年月日: H22/8/30 ○異常値とは、当方が求めていた見積もり条件と異なる条件で見積もられた値をい、また、他の値と比較して明らかに突出した値については、ヒアリングにより、見積もり条件や値の内訳等を確認しています。 ○九州地方整備局では、主に平均値を採用しています。ただし、採用値が突出した値に大きく影響を受けてしまい、平均値を採用する事が適当でない判断した場合は、最頻度値を採用することとしています。なお、最頻度値とは、一般的に言われる統計の数値分度で、度数が最も多く現れる値の事です。 ○見積もりの値を採用する場合は、談合防止の観点から、競争参加資格者へ見積もりの依頼を行っています。受発注者双方に厳しい条件であると認識しており、当方でもできるだけ早く作業ができるように努力しているところで、歩掛の見積もりについては、採用値を公表していますが、見積もりの値を採用した単価の公表は、現状においては全般的に見積もりとして公表できないことになっています。</p>
112	A	<p>建設機械の特定自主検査書類等について</p>	<p>Sent: Thursday, February 03, 2011 10:12 PM 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：熊本県 工事職種：土木(道路) ご意見：建設機械の特定自主検査書類等について特記仕様書には(排出ガス対策型・低騒音型)の機械を使用する場合は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。と記載されていますが、打ち合わせ簿の作成を行い、使用する機械の写真を撮影した書類を添付し提出したのですが、特定自主検査書類等が揃っていないと書かれ、打ち合わせ簿を返されました。特記検査の書類は必要でしょうか？必要であれば特記等に明示があっても良いと思っております。</p>	<p>回答日: H23/3/30 ○当該工事において排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、特定仕様書に「受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする」と定められています。 ○また事業者は、建設機械と同等の建設機械等の特定自主検査の実施を労働安全衛生法および義務づけられています。特定仕様書では、「設計図書及び特記仕様書による外、土木工事共通仕様書等によることとし」、「土木工事共通仕様書(第1編共通編1-1-34諸法令の遵守)」において、労働安全衛生法を含む当該工事に関する諸法令の遵守を、「土木工事共通仕様書(第1編共通編1-1-34諸法令の遵守)」で「適用運用は受注者の責任において行われなければならない」と定めています。なお、監督職員等は諸法令に照らして適用運用に違反が生じたり、不適当や矛盾していることが判明した場合等に、受注者に関係資料の提示を求め確認することもあります。</p>
113	A	<p>公告時の積算資料について</p>	<p>Sent: Monday, February 14, 2011 5:28 PM Subject: 意旨の窓口 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：熊本県 工事職種：土木(道路) ご意見：公告時の積算資料について 以前から、感じている事ですが、公告時に1次資料・2次資料と、開示して頂いていますが、積算に必要な条件(施工条件・材料等)の明記が不十分と思われま。</p> <p>質問をすれば良いのですが、事前ども、たくさん工事の積算を行っている為、個々に出来ない状況です。出来れば、発注者にお持ちの積算表示数量総括表並みの情報を記載して頂きたいのですが、これにより適正に積算が出来ると思われま。</p> <p>又、発注者の積算防止にもなると思われま。現に、透水性能のフィルター層に山砂(未洗)が計上されている事が有りま。機械の規格・運搬距離・材料の規格・設計にて計上されている内容を開示して頂く、見積りの迅速化と、受注後の契約書18条の適用がスムーズに行われると思われま。宜しくお願い致します。</p>	<p>回答日: H23/3/30 ○ご意見にある「公告時の積算資料」とは、公告時に配布する「見積もり参考資料」及び「参考資料」のことと思われま。 ○「見積もり参考資料」については、入札参加業者の適正かつ迅速な見積もりに供することを目的に配布しているところであります。 ○また、近年においては、入札参加業者が行う見積もりの精度のさらなる向上が求められていることから、平成21年9月より記載内容について、積算根拠(運搬距離、建設機械の規格等)を丁寧に明記するとともに、「見積もり参考資料」の記載内容に不足がある場合は、別途「参考資料」により、その他見積もりにあたって明示が必要なるものを明記するよう指導を行っているところであります。今後も、入札参加業者が適正に見積もりが出来るように関係機関へ周知して参ります。</p>
135	A	<p>架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策について</p>	<p>Friday, July 01, 2011 8:20 AM 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：福岡県 工事職種：土木(道路) 特記仕様書にて「受注者は着事前の準備にあたり、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、土捨て場、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を実施し、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず施工計画に記載しなければなりません。」とされています。 発注現場では他県からの資材搬入もあり特記条文中の全ての架空線についてこれを実施することは現実的ではありません。 以前の現場でも監督員と相談しましたが明確な取り扱いが決まらず、完成検査時に「特記内容が実現できないなら受注者が見解を出して特記を変更してもらう必要があるのではないか? (検査官)」と指導されました。 費用(共通版率分以外)と時間(現場によっては数ヶ月)を十分に頂ければ実現できますが、あまりにも不経済・非現実的です。 特記内容変更の検討と現場での運用の仕方を整備局から指示願います。</p>	<p>回答日: H23/10/11 架空線の調査が必要な箇所は「工事影響範囲内」ですので、工事現場外での資材搬入等の運搬経路については対象ではありません。 「工事影響範囲内」とは工事現場(規制区域等を含む)、土取り場、土捨て場、資材等置き場です。</p>
142	A	<p>架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策について</p>	<p>Tuesday, October 04, 2011 8:25 PM 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：福岡県 工事職種：土木(道路) 架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書にて対象物は【工事現場、土取り場、土捨て場、資材等置き場、資機材運搬経路工事に係る全ての道路工事とする。】となっておりますが、資機材運搬経路の上空施設を全て対象物として対象を取る事は現在の契約条件内では履行不可能です。 調査及び対策に必要な費用、工期をどの程度頂戴した上での特記仕様書なんでしょうか? 経路が数十から数百キロ離れた遠隔地となる場合はどうするのでしょうか? 回答及び今後の取り扱いをご教示願います。現実的な対策としては、現場内及び当該施設内での施設対策・運行管理と、出発地の車両の安全確認が履行可能な範囲であると考えます。</p>	<p>回答日: H23/12/7 架空線の調査が必要な箇所は「工事影響範囲内」ですので、工事現場外での資材搬入等の運搬経路については対象ではありません。 「工事影響範囲内」とは工事現場(規制区域等を含む)、土取り場、土捨て場、資材等置き場です。</p>
145	A	<p>積算単価について</p>	<p>Monday, October 24, 2011 12:16 PM 工事現場における役職：その他 工事場所：鹿児島県 工事職種：土木(道路) 積算・鋼材スクラップ単価(ビーH)についての質問です。 平成22年度の鹿児島県内工事における鋼材上部受注案件において、開示請求により設計書を入力したところ、スクラップ単価が物産資料の鹿児島県価格(積算資料)に記載し、「建設物産」記載ありと相違があることが分かりました。聞くとどうも、局設定単価(土木工事積算基準1-2-①-1)によるが物産資料価格と差があるそうです。毎月公表されている九州各地の材料単価表にはスクラップの項目が見当たりません。上記の説明をお願いします。また、物産資料によらない単価については、公表の検討をお願いします。</p>	<p>回答日: H23/12/7 スクラップ単価タカについては、局キョク設定セテツイ単価タカではなく、下記の土木工事積算基準1-2-①-1に記載の「2)物産資料による場合」が適用されています。 <土木工事積算基準1-2-①-1> 2)物産資料による場合 (イ)1)の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物産資料に掲載されている実務価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 よって物産資料の鹿児島県価格について「積算資料」は記載なし、「建設物産」は記載ありの場合は、建設物産に記載された単価が採用されることとなります。 なお、物産資料に単価の記載がある資料については、毎月公表されている九州各地の材料単価表(局設定単価)には掲載されませんので、物産資料をご参照ください。</p>